

静岡市と静岡信用金庫が

『遺贈寄附を通じた地方創生の推進』

に関する連携協定を締結します！

◆ アピールポイント	<p>【9月13日は『国際遺贈寄附の日』です】</p> <p>静岡市と静岡信用金庫が、静岡市への遺贈寄附にかかる相談業務や情報発信の連携のため協定を締結します。</p> <p style="text-align: right;">【市長の出席 有】</p>
◆ 日時・期間	<p>【協定締結式】</p> <p>令和5年9月13日（水）14時10分から14時30分まで</p>
◆ 場 所	静岡市役所 静岡庁舎 新館8階 市長公室
◆ 内容など	<p>【流れ】 開会、2者挨拶、協定書への署名、閉会</p> <p>【出席者】 静岡信用金庫</p> <p>理事長 さとう とくのり 佐藤 徳則 様</p> <p>常務理事 すずき よしゆき 鈴木 義行 様</p> <p>営業推進部長 わかばやし けん 若林 健 様</p> <p>静岡市長 なんば たかし 難波 喬司</p> <p>【連携の概要】</p> <p>(1) 遺贈寄附に関する相談業務 静岡市に寄せられる遺贈寄附の相談を静岡信用金庫につなげ、相談者の要望に専門性をもって対応。</p> <p>(2) 遺贈寄附の情報発信 HP 等により双方の遺贈寄附の取組みを情報発信。静岡信用金庫のイベントやセミナーで遺贈寄附先として静岡市を紹介。</p>

別紙資料 有

ぜひ当日の取材をお願いします

【問合せ】 財政課 (静岡庁舎新館10階)

電話 054-221-1026



※ 遺贈寄附とは

社会貢献を目的に、遺言によって自身の財産を国や地方公共団体、NPO法人、大学等に寄附すること。

1 連携協定の目的

- 【現状】 ・ 静岡市への寄附に関する相談は年々増加傾向。
 ・ ふるさと納税は年々増加しており、近年、寄附に依る社会貢献活動がより身近なものになりつつある。

本市の遺贈寄附受入実績 令和2年度 2件 約 250,000千円
 令和5年度 1件 4,000千円

- 【目的】 少子高齢化の進行や単身者、子どものいないご夫婦の増加に伴い、将来ニーズが増加する可能性がある『遺贈寄附』という選択肢について、両者で連携して相談や情報発信に取り組むことにより市民ニーズに対応していくとともに、いただいたご寄附を地方創生の推進に資する事業の財源として活用していく。

2 連携業務の主な内容

(1) 遺贈寄附に関する相談業務

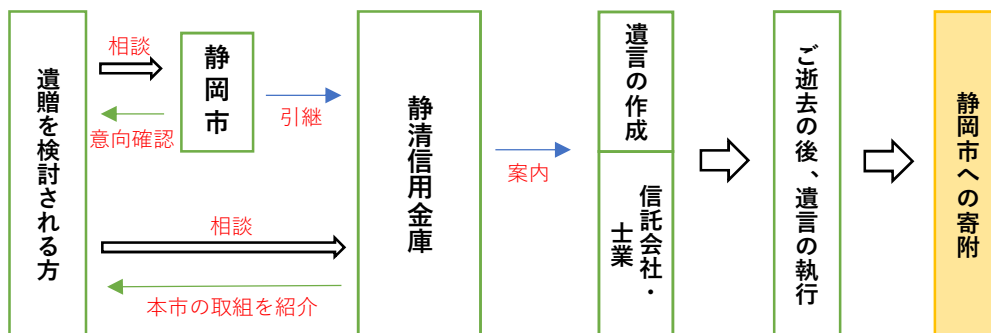
遺贈寄附に関することについて静岡市にご相談いただいた場合、具体的な遺言書の作成や資産の扱いなどについて、相談者の意向を確認したうえで静清信用金庫に引き継ぎ、相談者の要望に専門性をもって対応する。

(下図、「相談対応の流れ」参照)

(2) 遺贈寄附の情報発信

- ① 双方のホームページ、チラシ等で相談窓口などの情報を発信
- ② 静清信用金庫の高齢者向けイベントやセミナーでのチラシ配布などにより静岡市の取組みについて情報発信

3 相談対応の流れ



※ 問い合わせ先
 静岡市役所 財政課 調整係 054-221-1056